

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	土地の区域の設定に関する協定の許可の取り消し		
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律第18条の11		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準	・ 設定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 市長村長は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の許可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第18条の5第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の許可を取り消すものとする。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		